**※前年度の文化庁募集案内より作成しています**

**地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業のQ&A**

**令和**

**世田谷区版**

**Q1. どんな事業？**

**A1.** 伝統行事等を次代に継承するためには、担い手や資金の不足の問題に対して、自主的な取り組みに

よって解決していく必要があります。本事業では、**その取り組みを自ら行う団体等**に対して、用具

の修理・後継者養成等の事業を支援することで、地域活性化を推進することを目的としています。

**Q2. どんな文化遺産が対象？**

**A2.** 以下いずれかの文化遺産で、**地域に古くから継承されている**当該地域固有のもの。

**概ね戦前に始まった伝統行事等**

①文化芸術基本法第10条に定める伝統芸能（**雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊**その他）

②文化芸術基本法第13条に定める文化財等（**有形及び無形の文化財並びにその保存技術**）

③文化芸術基本法第14条に定める**地域固有の伝統芸能及び民俗芸能**

**Q3. どんな経費が補助金の対象？**

**A3.** 以下３つの事業があります。（複数事業可）

**①用具等整備事業**

　　　　地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調し、修理現場の公開や後継者養成も行う取り組み（新調は１点あたり上限10万円）

　　　＜補助対象経費のイメージ＞

【補助対象経費となるもの】

・伝統行事等で使う手持ちの提灯

・鉾、山車、地車

・法被

・用具に付随する提灯

・祭り等の衣装や道具

・伝統行事、伝統芸能で使う楽器

・故意・過失ではない経年劣化による破損

【補助対象経費とならないもの】

・仮設テント等

・用具に付随しない飾りの提灯

・社寺等の備品

・社寺等の提灯

・建物（不動産）

・飾りののぼり

・もともと所有していない用具の新調

**②後継者養成事業**

　地域の伝統行事保存会における会員等の練習や、伝統行事等の継承に必要な原材料の生産者養成等の取り組み

**③記録作成・情報整備事業**（上限500万円）

　　　　伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成（伝承用だけでなく普及用映像も併せて作成し、インターネット上での公開必須）や、当日のオンライン配信等の取り組み

**Q4.　補助対象経費の上限は？**

**A4. 上限は３事業合計で1,000万円**（③記録作成・情報整備事業は上限500万円）

※1,000万円を超える部分は自己負担額になります。

**Q5. 補助金額は？**

**A5．補助対象経費の85％**が補助金の上限で、少なくとも**15％は自己負担額**があります。

（例：補助対象経費1,000万円の場合　補助金850万　自己負担額150万）

補助金の支払いは令和９年４月以降で、それまでは事業実施団体が経費を立て替えます。

※Q8のとおり複数団体で1つの実行委員会を組織して応募した場合でも、補助対象経費の上限は1,000万となるため、上限額を超える応募があった場合は自己負担額が増える可能性があります。

※応募状況や文化庁の予算編成状況等により補助率が引き下げられることがあります。

**Q6. 誰が申請できるのか？**

**A6．**地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等**※**によって構成される**実行委員会等。**

実行委員会とは、**保存会等の伝統行事・民俗芸能の実施団体**で、以下全ての条件を満たすもの。

**①定款に類する規約を有する**こと

**②団体の意思を決定し、執行する組織が確立**していること

**③**自ら経理し、監査する**会計組織**があり、**団体名義の口座**があること。

**④**活動の本拠となる**事務所等を有する**こと

　　※担い手や資金の不足を克服するための取り組みを自ら行う団体等である必要があります。

また、文化庁の作成するホームページに伝統行事等の情報を掲載することが採択条件です。

**Q7. 応募するにはどうしたらいいのか？**

**A7. 令和７年9月1６日(火)17時**までに**①チェックシート ②事前申込書**の２点を、**世田谷区文化財係**へ　**電子申請・郵送・FAX・窓口持参**　のいずれかで**ご提出**ください。

**Q8. Q7の①②を提出した後の流れは？**

**A8. 応募条件を満たしているか**を文化財係で**確認**し、**結果**を**ご連絡**します。**世田谷区から1団体のみの応募**となるため、**応募団体多数の場合、複数団体で1つの実行委員会を組織**して応募します**。実行委員会を構成する各応募団体は、**文化庁の正式な募集案内が公表された後、**令和７年12月中**に**応募書類**を文化財係へ**提出**していただきます。

令和８年1～3月中旬に文化庁で審査され、**令和８年3月末に採否決定・通知**されます。

採択された場合は、令和８年4月に交付申請書を提出、採択通知の日以降から令和９年３

月31日までの間に事業を実施し、令和９年3月31日までに実績報告書を提出します。

※応募書類・交付申請書・実績報告書は、応募団体→世田谷区→東京都→文化庁 の流れで提出

**Q9．応募書類とは？**

**A9．**用意いただく書類は下記のとおりです。（参照：文化庁の募集案内）

（８）保存会等の定款等

（９）実行委員会等の概要（様式４）

（10）実行委員会等の定款等

（11）実行委員会等の構成名簿

（５）仕様書

（６）専門家の指導書

（７）写真

（１）交付要望書（様式２）

（２）事業一覧表（様式２-１）

（３）事業計画書（様式３）

（４）見積書